



# 平均給与額算定書

被災職員の氏名及び生年月日	<b>新宿 太郎</b> 昭和56年 2月 1日生	補償の種類	休業補償(差額)
---------------	------------------------------	-------	----------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	29年4月1日から 29年4月30日まで	29年5月1日から 29年5月31日まで	29年6月1日から 29年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 H29年4月支給 (H29年4月 ~H29年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給	給料	284,000円	284,000円	284,000円		852,000円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	54,630円	54,630円	54,630円		163,890円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 円	9,073 <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 円	9,073 <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 円		27,220円
	時間外勤務手当	26,690円	24,021円	21,352円		72,063円
	宿日直手当	円	円	円		円
与		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
	計	408,893 <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 円	406,224 <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 円	403,555 <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 円	1,218,673円	
(A) 法第2条第4項本文による金額 (給与総額) (総日数) 1,218,673円 ÷ 91 = 13,392円 01銭 (イ)			寒冷地手当 { 災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額 } 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)			
(イ) + (ロ) = 13,392円 01銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 { 日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 } (勤務した日数) 72,063円 ÷ 65 × $\frac{60}{100}$ = 665円 19銭 (ハ) (その他の給与の総額) (総日数) 1,146,610円 ÷ 91 = 12,600円 10銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,265円 29銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[ \frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} + \frac{\text{減額された給与の額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} = \text{円 銭 (ホ)}$ (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)						
$\left[ \frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与の総額} - \text{減額された給与の額} = \text{円 銭 (チ)}$ (総日数) (控除日数)						
(チ) + (ト) = 円 銭 (リ)						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算) { 日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く) } { 勤務した日数(控除日を除く) } 円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ) (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ) $\left[ \frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与の総額} - \text{減額された給与の額} = \text{円 銭 (リ)}$ (総日数) (控除日数) 日 - 日 (チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)	
円 ÷	= 円 銭
①災害発生日(平成 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給	②補償事由発生日(平成 29 年 7 月 3 日)にお ける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 2 級 44 号給
給料 円	給料 円
扶養手当 円	扶養手当 円
地域手当 円	地域手当 円
特勤手当又はへき地勤手当 円	特勤手当又はへき地勤手当 円
計 円	計 358,130 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 = 円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)	
358,130 円 ÷ 30 = 11,937 円 66 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)	
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
円 銭(ル)	
(ル) (総務大臣が定める率)	
円 銭 × = 円 銭	
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)
	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)
	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
円 銭(ワ)	
(ワ) (総務大臣が定める率)	
円 銭 × = 円 銭	
(J) (H)(I)以外の金額	
円 銭	
(K) 規則第3条第7項による金額	
3,920 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳	
最高限度額 円	最低限度額 円
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2 平均給与額	
13,393 円 ( A ) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 11 月 12 日	
所属部局の	{ 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋一男
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             公印           </div>	

別紙 2

一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書 (平成 29 年 8 月分)

認定番号	氏名	100/100 単価
〇〇〇〇-〇〇〇〇	新宿 太郎	2,135

(A)

一部休業した日の給与日額

給料表 (2-44)	月 額	日額(1 円未満切捨) = 月額 ÷ 30
給 料	284,000	9,466
扶養手当	19,500	650
地域手当	54,630	1,821
住居手当	15,000	500
通勤手当	9,073 1/3	302
他の月額手当		
		12,739

(B)

平均額は、給与の種類ごとに 1 円未満の端数を切捨てる

一部休業した日とその日に支払われた給与

休業した日 (曜日)	16 (金)	23 (金)	30 (金)	( )
休業した時間	4	4	4	
給 与 日 額	12,739	12,739	12,739	
時間外勤務手当				
日 額 手 当				
減額された給与	8,540	8,540	8,540	
支払われた給与	4,199	4,199	4,199	

(C) (B) (D) (E) (F)=(A) × (C) (B)+(D)+(E)-(F)

一部休業した日に時間外勤務、日額特勤等がある場合記入

(この金額を休業補償請求書(差額)に記入)

一部休業した日の給与減額における算出方法 (いずれかにチェック)

- 減額された給与は、『100/100 時間単価×時間数』で算出しており、被災職員の 100/100 単価は別紙により確認しています。
- 減額された給与の算出方法は、別紙のとおりです。

いずれの場合も、根拠資料を添付